

目次

1 民法改正が債権流動化取引に与える影響【第1回】

個別和解型の特別清算手続下で行った

- 2 子会社に対する債権放棄額の損金算入の可否
 - ~東京高裁平成29年7月26日判決(週刊税務通信3474号10頁)~

3 | 医療法人の倒産処理

民法改正が債権流動化取引に与える影響【第1回】

有木康訓 Yasunori Ariki

PROFILEはこちら 🕞

第1 はじめに

2017年5月26日、「民法の一部を改正する法律」(以下「改正民法」といいます。)が国会で可決成立し、同年6月2日に公布されました。改正民法は、一部の規定を除き、2020年4月1日から施行されることとなっています。

情権譲渡に関しては、債権の譲渡を禁止し、又は制限する 特約(以下「譲渡制限特約」といいます。)があっても債権譲 渡の当事者間では譲渡は有効とすること、将来債権譲渡の 効力の明文化、異議をとどめない承諾制度の廃止など、金融 実務に大きな影響を与える改正がなされています。近時で は、売掛金債権を担保とする方法をはじめとする債権譲渡に よる資金調達が、特に中小企業にとって重要となっており、こ れまでの不動産担保や保証による資金調達に代わり得るも のとして積極的に活用しようとする動きがあるとの指摘があり ます¹。特に、法的整理手続中の企業へのDIPファイナンス や、私的整理手続中の企業へのプレDIPファイナンスの場面 では、売掛金債権を担保に運転資金の融資を行う手法が多 く利用されているため、改正民法が債権譲渡担保における債 権管理にどのような影響を与えることになるのか、きちんと整 理しておく必要があります。

そこで、「融資を行う局面」と「債権回収の局面」の2つの場面(全2回)に分けて、改正民法が債権流動化取引に与える 影響を検討してみたいと思います。

第1回目の本稿では、「融資を行う局面」を念頭に置き、【設例】を通じて主な改正内容等をご紹介させていただきます。

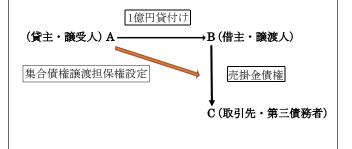
【設例】

Aは、Bに対し、1億円を貸し付けた。

Aは、当該貸付をするに当たり、BがCに対して現に有し、又は将来有することになる売掛金債権を対象として集合譲渡担保権設定契約を締結するとともに、Bに当該売掛金債権の取立・受領権限を付与した。Bは、Cに内容証明郵便で債権譲渡担保権設定通知を行ったが、この担保権の設定についてCの承諾は得られなかった。

BC間の取引基本契約の中には、契約上の地位及び契約に基づく権利義務の譲渡・担保権設定行為等を禁止する条項が規定されており、Aはそのことを知っていた。

Bが借入金の弁済を怠ったため、Aは集合譲渡担保権を実 行する旨の通知をした。



 $1: 法制審議会民法(債権関係) 部会 \lceil 民法(債権関係) 部会資料74A \rfloor 3 \ \bar{q} \ (http://www.moj.go.jp/content/000120401.pdf)$

第2 債権譲渡(債権担保)に関連する民法の改正点 1 譲渡制限特約の効力と集合譲渡担保権設定契約の有効 性

現行民法下においては、譲渡制限特約の存在を譲受人が 知り、又は重過失により知らなかった場合には、第三債務者 の承諾を得ない限り、債権譲渡・担保権設定は無効になると いうのが確立した判例・実務の考え方です。これに対し、改 正民法では、譲渡制限特約の存在について譲受人が知り、 又は重過失により知らなかった場合でも、有効に債権譲渡・ 担保権設定を行うことができるようになります(改正民法466条 1項)²。

この改正は、債権譲渡(債権担保)による企業の資金調達の可能性を拡充する目的でなされたもので³、改正民法の中でも特に注目すべきポイントの一つとなります。

また、現行民法では、将来債権譲渡の効力を定めた規定 はありませんでしたが、改正民法では、将来債権の譲渡の有 効性とその効果が法律に明記されます(改正民法466条の6 第1項)。

すなわち、【設例】を前提とすると、現行民法下ではCの承諾を得られない限り無効と考えられていた集合譲渡担保権設定契約は改正民法下では有効な契約となり、また、将来債権の部分への担保権設定の有効性については条文の規定で明確となります。

2 第三債務者による抗弁権4の主張

(1) 【設例】において、Aは有効に集合譲渡担保権の設定を 受けることができますが、担保権を実行した際に何の障害も なくCから債権回収を行うことができるかというと、そうはなりません。

第三債務者にとって債権譲渡制限特約を付する目的は、 主として、見知らぬ第三者が弁済の相手方となるといった事態を防ぐ(=弁済の相手方を固定する)ことにあり、譲渡制限特約に違反して債権が譲渡されたときには、このような第三債務者の期待を保護する必要があります。そこで、改正民法は、譲渡制限特約に違反して債権が譲渡されたとき、第三債務者は、譲渡制限特約の存在について知り、又は重過失により知らなかった譲受人に対し債務の履行を拒むことができ、また、弁済等の債務の消滅に関する事由を主張することができるとしています(改正民法466条3項)5。

また、現行民法と同様、第三債務者は、債権譲渡の通知を 受けるまでに譲渡人に対して生じた事由(弁済、相殺、契約 解除等の事由)を譲受人に主張することができます(改正民 法468条1項)。

このように、【設例】でAが担保権を実行してCに売掛金の請求をしたとしても、Cから上記のような抗弁権が主張される可能性がありますので、何らかの手当てを検討しておく必要があります。

(2) この点については、Cから、「譲渡債権に関して譲渡人に対して有する抗弁権を放棄し、これを譲受人に対して主張しません」といった内容の抗弁放棄書を取得することで、抗弁権の主張を封じることができます。

現行法下では、第三債務者が債権譲渡について異議をと どめないで承諾をしたとき、第三債務者が債権の譲渡人に主 張し得た事由を譲受人に主張することができなくなりますの

2: ただし、預貯金債権については、例外的に現行民法の考え方が維持されています(改正民法466条の5第1項)。

3:現行民法下で譲渡制限特約付債権を有効に譲渡するためには、第三債務者からの承諾が必要です。しかし、これに対しては、力関係において優位にある企業を第三債務者とする場合にはその承諾を得られないことが多いなどの問題点が指摘されていました(前掲「民法(債権関係)部会資料74A」3頁)。

4:「抗弁権」とは、相手からの請求を阻止したり、拒絶したりすることのできる権利のことをいいます。

5: 将来債権については、譲渡人が第三債務者に通知をし、又は第三債務者が承諾をした時までに譲渡制限特約が付されているかどうかによって取扱いが異なります。【設例】のように、B がCに通知をした時点で譲渡制限特約が付されているような場合には、Aは将来債権に付された譲渡制限特約を知っていたものとみなされ、Cから改正民法466条3項に基づく抗弁権の対抗を受けることになります(改正民法466条の6第3項)。

で(現行民法468条1項)、第三債務者から「債権譲渡を異議なく承諾します」という内容の書面を取得することで、抗弁権の主張を封じることができます。しかし、改正民法では、この「異議をとどめない承諾」の制度は廃止されますで、そのため、改正民法下で第三債務者からの抗弁権の主張を封じるためには、第三債務者から「異議をとどめない承諾」をもらうだけでは足りず、抗弁権を放棄する意思表示が必要となります。

(3) 現行民法下での「異議をとどめない承諾書」の取得と改正民法下での「抗弁放棄書」の取得とでは、「第三債務者から抗弁権の主張を防ぐ」という効果としては同じです。この点、現行民法下においては、第三債務者が「異議をとどめない承諾書」を提出することは、本来主張し得たはずの抗弁権を失う(放棄する)ことを意味しますので、第三債務者から「異議をとどめない承諾書」を取得するのが困難な場面も多かったかと思います。改正民法下では、第三債務者から、単なる「承諾」を超えた、「抗弁権放棄」の積極的な意思表示を取得する必要がありますので、第三債務者の協力を得ることはより一層困難になってくるものと思われます。

そうすると、改正民法下では、第三債務者からの抗弁権の 放棄に過度な期待を抱くことは相当ではなく、債権を担保に 融資を行う貸主(譲受人)サイドとしては、担保対象債権に一 定の抗弁権が生じうることを前提に担保評価をし、与信管理 を行うことが必要となる場面が多くなってくるように思われま す。

なお、第三債務者からの抗弁放棄書を取得できる場合/できない場合のいずれであっても、契約書上、譲渡人に「第三債務者から主張される可能性のある抗弁権は存在しない」と

いった表明保証をさせ、その重大な違反があるような場合に貸付金に係る期限の利益を喪失させて担保権の実行をしたり、契約責任を追及したりすることができるような対策はしておくべきといえます。

3 債権譲渡制限特約違反を理由とする契約解除等の可能 性

【設例】のように、譲渡制限特約付債権をCの承諾なく譲渡したり、担保に供することは、BC間の契約に違反する行為(=債務不履行)と評価され、Cから取引基本契約を解除されたり、以降の取引が打ち切られたりするといった懸念が生じ得ます。仮に契約解除ができるとなると、CがBの大口の取引先であった場合にはBの事業の継続に支障が生じてしまいますし、また、Aからすると売掛金債権が発生しない結果、担保権の実行が功を奏しないこととなってしまいます。

この問題について、法務省のHP⁸では、①譲渡人・第三債務者間の債権譲渡制限特約の目的が弁済の相手方を固定する(=債権譲渡によって弁済先が変わるのを防止する)ことにあるのであれば、第三債務者には譲受人に対する履行拒絶権(改正民法466条3項)等の保護が与えられている以上、当該債権譲渡は譲渡制限特約の趣旨に反しないとして、契約違反とはならないとする考え方、②債権譲渡がなされても第三債務者にとって特段の不利益がない場合に、取引の打切りや契約解除を行うことは、極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得るという考え方が提示されています。

この論点については、「譲受人が譲渡人に契約違反を慫慂した結果、譲渡人が取引先を失った場合、譲受人は、譲渡人

6:「現在有し、又は将来発生する一切の抗弁権を放棄する」といった包括的な抗弁権放棄の意思表示については、その効力が認められない可能性があります。放棄対象となる抗弁権については、第三債務者にとって識別・理解可能な程度に特定しておくのが望ましいといえます(青山薫ほか「債権譲渡をめぐる民法改正と債権流動化取引・契約実務への影響を踏まえて・」金融法務事情2014号46頁(2015))。

7:「異議をとどめない承諾」の制度に対しては、単に債権が譲渡されたことを認識した旨の通知をしただけで、抗弁権を主張できなくなるとういう効果が生ずるのは第三債務者に予期せぬ不利益を被らせることになる、といった批判がなされており、これが制度廃止に至った大きな理由となります(前掲「民法(債権関係)部会資料74A | 11頁)。

8:法務省民事局「民法(債権関係)の改正に関する説明資料-重要な実質改正事項-」(http://www.moj.go.jp/content/001259610.pdf)

から損害賠償請求を受けるリスクがあるのではないか」といった観点からの分析もなされています。この問題にどう対応するかは、判例理論や実務慣行の形成を待つしかありませんが、「債権を担保とした企業の資金調達の可能性を拡充する」という目的に沿った解釈が確立されることが強く期待されるところです。

第3終わりに

今回の債権譲渡に関する法改正については、上記第2、3 で言及した第三債務者に対する債務不履行の懸念等がある ため、「譲渡制限特約が資金調達の支障となっているという 現状を改善することができないのではないか」といった指摘も 一部からなされています。 しかしながら、「第三債務者の承諾を得ない譲渡制限特約付債権の譲渡は無効(=担保価値としてはゼロ)」であったものが、「第三債務者の承諾を得ない譲渡制限特約付債権の譲渡は有効(=一定の担保価値を有する)」と整理されたことは、大きな意義があります。特に、資金繰りに窮している会社の再建可能性を模索するような場面では、取引先への売掛金債権等を活用した融資を積極的に検討することが可能となります。

第三債務者の承諾を得ない譲渡制限特約付債権の譲渡・ 譲受けについて、抵抗感を持つ方も多いかもしれませんが、 実績の積み重ねや契約実務への浸透を通じて、譲渡制限特 約付債権を利用した融資の活発化が期待されるところです。

9:井上聡·松尾博憲編著『practical 金融法務 債権法改正』155頁以下(一般財団法人金融財政事情研究会、2017年)など。

個別和解型の特別清算手続下で行った子会社に対する債権放棄額の 損金算入の可否

佐藤 俊 Shun Sato PROFILEはさら ◆

~東京高裁平成29年7月26日判決(週刊税務通信3474号10頁)~

第1 はじめに

債務超過の子会社を清算するに当たり、特別清算手続を 用い、特別清算手続の中で親会社が子会社に対する債権放 棄を内容とする和解(個別和解)を行って、協定によらずに子 会社を清算するという処理は、実務上頻繁に行われていま す。このような場面で、債権放棄額を親会社が税務上損金算 入できるか否かは、その根拠とともに兼ねてから議論があっ たところですが、平成29年1月19日に東京地裁でこれを否 定する判決が出されました」。今回ご紹介する東京高裁平成 29年7月26日判決(「本判決」)はその控訴審に関するもの で、原判決の判断を支持する内容となっております(その後 上訴はなされず、本判決は確定しています。)。

今後、子会社を含む組織再編、事業承継、事業再生など様々な場面で、子会社に対する債権放棄を伴う手続を検討する場面は多数あり、債権放棄額が損金算入できるかできないかは大きな関心事になると思われますので、組織再編等に当たってのスキーム構築の一助にしていただくべく、ここでご紹介させていただきます。

第2 事案の概要

1 財務改善計画

建設関連資材卸等を営むX社グループ(その子会社にA社、B社、C社及びS社)は、財務改善のためにコンサルタント会社に依頼し、概要以下のような財務改善計画(「本件計画」)を立案の上、これを取引金融機関に提出し、その了承を得ました。

- ① A社、B社及びC社の事業を、休眠会社であるS社に譲渡(「本件事業譲渡」)し、管理費用の削減及び収益管理の 徹底を行い、収益力の改善を図る。A社、B社及びC社の金融機関借入の全ては、S社がこれを引き受ける。
- ② A社、B社及びC社は、本件事業譲渡後に特別清算する。
- ③ 上記②の特別清算に伴い、X社は、A社及びB社に対する不良債権を処理する。

2 本件計画の実行と債権放棄

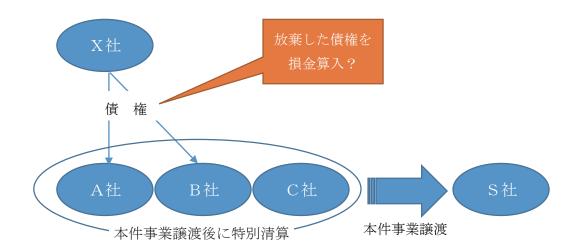
X社グループは、本件計画に従い本件事業譲渡を実行の上、A社、B社及びC社を解散して特別清算手続開始の申立てをしました。その上でX社は、A社及びB社に対して有する債権(合計で約9億9500万円。「本件債権放棄額」)を、特別清算手続において、係属裁判所の許可の下、和解契約(個別和解)により放棄しました。

3 損金算入と更正処分

X社は、本件債権放棄額を「その他の特別損」勘定に損失として計上の上確定申告をしましたが、処分行政庁より、この本件債権放棄額はA社及びB社に対する経済的利益の供与として寄附金の額に該当するとして損失計上を認めず、更正処分(「本件処分」)を行いました。

本判決は、上記の経過によりなされた本件処分の取消しを 求める訴訟の控訴審判決になります。

1:http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail5?id=86973(平成30年10月19日最終閲覧)



第3 裁判所の判断

1 争点

本件債権放棄額の損金算入の根拠となりうるのは、法人税 法22条3項3号に基づく損金算入、又は同法37条1項の寄 付金の額に該当しないものとしての損金算入になります。

このうち、同法22条3項3号に関しては、法人税基本通達 (「基本通達」) 9-6-1(2) 又は9-6-1(4) 2 への該当性 が、同法37条1項に関しては基本通達9-4-1 3 又は9-4-2 4 への該当性がそれぞれ本判決の争点となっております。

2 本判決の判断

(1)基本通達9-6-1(2)への該当性について

本判決は、基本通達9-6-1(2)が「協定の認可の決定」との文言を用いており、個別和解による債権放棄は文言上これに当たらないとして、本件債権放棄額が、基本通達9-6-1(2)の「金額」に該当することを否定しました。X社は、裁判所の許可を経た個別和解による債権放棄は、「協定の認可の決定」に準じる旨主張しましたが、個別和解は、法令の規制(会社法564条、565条等)及びこれに係る裁判所の審査と決定を欠いており、「協定の認可の決定」に準じるとはいえないと判断しています。

(2) 基本通達9-6-1(4)への該当性について

本判決は、基本通達9-6-1(4)の回収不能は、債務者 の資産状況、支払能力等の債務者側の事情のみならず、債

2:9-6-1 法人の有する金銭債権について次に掲げる事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。

(1)(略)

(2)特別清算に係る協定の認可の決定があった場合において、この決定により切り捨てられることとなった部分の金額

(3)(略)

(4)債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額

3:9-4-1 法人がその子会社等の解散、経営権の譲渡等に伴い当該子会社等のために債務の引受けその他の損失負担又は債権放棄等(以下9-4-1において「損失負担等」という。)をした場合において、その損失負担等をしなければ今後より大きな損失を蒙ることになることが社会通念上明らかであると認められるためやむを得ずその損失負担等をするに至った等そのことについて相当な理由があると認められるときは、その損失負担等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする。

4:9-4-2 法人がその子会社等に対して金銭の無償若しくは通常の利率よりも低い利率での貸付け又は債権放棄等(以下9-4-2において「無利息貸付け等」という。)をした場合において、その無利息貸付け等が例えば業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等その無利息貸付け等をしたことについて相当な理由があると認められるときは、その無利息貸付け等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする。

権回収に必要な労力、債権額と取立費用の比較衡量、債権 回収を強行することによって生ずる他の債権者との軋轢等に よる経済的損失等といった債権者側の事情、経済的環境等 も踏まえ、社会通念によって判断される旨判示した上で、本 件では、本件計画に照らしても、A社及びB社の事業に改善 が見込まれていたこと、本件計画には債権放棄について何ら 掲記がなく、メインバンクも債権放棄を要請していないこと等 を理由とし、債務超過が相当期間継続しているだけでは、社 会通念上回収不能になっていると認めるには足りないと判断 しました。

(3)基本通達9-4-1への該当性について

本判決は、基本通達9-4-1の「相当な理由」は、法人の 子会社等に対する債権放棄について、経済合理性の観点か ら特段の必要性があるか否かを基準とし、この判断に当たっ ては、証拠により認められる客観的な事実に即するべきで、 当該法人の主観的な動機や目的のみによって判断するのは 相当ではない旨判示した上で、本件では、A社及びB社の借 入金の全部又は大半はX社ないしはそのグループに対する もので、本件計画のように収益改善が見込まれていたことか ら、A社及びB社が倒産の危機に瀕した状態に至っていたと はいえないこと、メインバンクの要請でもなく、本件計画に明 記もない債権放棄が、X社グループの財務及び収益改善に おいて必要不可欠なものではないこと、債権放棄をしなけれ ば、A社及びB社の従業員の再雇用を余儀なくされるような 場面でもないこと、メインバンクの不採算部門からの撤退要請 に対し、A社及びB社の事業継続を選択したのはほかならぬ X社であること等の事情から、経済合理性の観点から特段の 必要性があったとはいえないと判断しました。

(4) 基本通達9-4-2への該当性について

本判決は、基本通達9-4-2は子会社等の「再建」を対象とするもので、A社及びB社の解散後に行われた債権放棄は適用対象外であること、仮に本件の債権放棄がX社グループ内における事業再編の一環で、実質的には本件事業譲渡による子会社の再建と同視し得るとしても、債権放棄の当時、A社及びB社は倒産の危機に瀕していたとはいえず、債権放棄につき経済合理性の観点から特段の必要性があるとはいえず、「相当の理由」がないと判断しました。

(5)結論

以上の検討を経て、本件債権放棄額は寄附金の額に該当 すると判断され、損金算入を認めない本件処分の取消しをし ない旨の判決がなされています。

第4 本判決を受けた実務上の留意事項

本判決は、個別和解による債権放棄一般につき損金算入を否定するものではなく、事業継続性があり、実質的に見て 倒産の危機に瀕しているとはいえないような子会社に対する 債権放棄という一つの事例について、損金算入を否定した 本件処分を支持したものです。

個別和解による債権放棄を行った場合に、常に損金算入が否定されるわけではありませんが、今後行う組織再編や事業再生等に当たって債務超過の会社を清算し、当該会社に対する債権を放棄する場合には、本件判決の内容を念頭に、当該債権放棄額が損金算入できるかどうか、今一度基本通達該当性を慎重に検討の上、再編・再建スキームを検討すべきといえるでしょう。

医療法人の倒産処理

村上 寛 Hiroshi Murakami PROFILEはこちら •

第1 はじめに

高齢者人口の増加に伴い国民医療費が年々増大しているが、国及び地方自治体の財政難という状況で診療報酬が大幅に増額されることは期待できず、地方における過疎化、医師不足も相まって病院経営は非常に厳しい環境に置かれている。帝国データバンクの資料によれば、平成29年の医療機関の倒産は25件(内訳:病院2件、診療所13件、歯科医院10件)、負債総額は161億5000万円となっている。

本ニュースレターでは、医療法人の倒産処理に関して注意 すべき事項について説明する。

第2 医療法人について

1 医療法人の種類

医療法人とは、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする社団又は財団である(医療法39条)。平成19年4月1日より前は、医療法人社団について、社員が出資持分を有する医療法人(持分あり医療法人・出資額限度医療法人)を設立することができたが、平成19年4月1日以降、医療法人を新規に設立する場合、社員が出資持分を有しない医療法人社団又は医療法人財団しか設立できなくなっている。

医療法人のうち、①財団又は持分の定めのない社団の医療法人(基金拠出型医療法人社団)であって、②その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ③公的に運営されていることにつき国税庁長官の承認を受けたものは、特定医療法人として、租税特別措置法に基づき、法人税において19%(通常は23.2%)の軽減税率が適用される。

なお、医療法人の業務は、本来業務と呼ばれる病院などの 経営に関する業務及び附帯業務と呼ばれる介護事業などに 限られるが、医療法42条の2に基づき都道府県知事の認定を 受けた場合、社会医療法人として収益業務を行うとことができ、これらの業務から得られる収益を、病院などの本来事業 へ充てることができる。

2 医療法人の組織

医療法人社団は、構成員である社員のほか、医療法及び 定款の定めにより、社員総会、理事、理事会及び監事が置か れる。なお、株式会社とは違い、社員が必ずしも出資持分を 有するものではなく、上記のとおり、社員が出資持分を持た ない医療法人社団も存在する。

医療法人財団は、個人又は法人が無償で寄附する財産に 基づいて設立される医療法人であり、医療法及び寄附行為 の定めにより、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事が 置かれる。

3 医療法人に対する規制

医療法は、営利を目的として、病院、診療所又は助産所を 開設することを認めておらず(医療法7条)、この観点から、以 下のとおり医療法人に対する規制を定めている。

① 剰余金配当の禁止(医療法54条)

医療法人は、剰余金の配当が禁止されており、再建型倒産 処理におけるスキーム検討にあたっては、医療法人からの キャッシュアウトが実質的に剰余金の配当であると評価される 可能性を排除する必要がある。

② 理事長の資格要件(医療法46条の6)

医療法人の理事のうち一人は、理事長とし、定款又は寄附 行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事の うちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場 合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出すること

ができる。

③ 附帯業務の制限(医療法42条)

医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない場合に限り、介護保険業務その他医療法42条記載の業務のみを行うことができる。

第3 医療法人の倒産手続

医療法人の法的再建手続としては、民事再生及び特定調停、任意整理では、事業再生ADR及び企業再生支援協議会等を利用した手続があり、法的清算手続としては破産がある。手続の選択においては、医療法人の特殊性から生じる課題などを検討しておく必要がある。本NLにおいては、医療法人の再建及び清算においてよく利用される民事再生及び破産に関する注意点について言及する。

第4 民事再生

1 スポンサーとして関与する場合の注意点

医療法人の民事再生については、理事等の経営責任や資金繰りのための信用補完という観点から、スポンサーが資金援助をする案件が多いが、スポンサーとして出資する場合、 医療法人の特殊性を理解してスキームを策定する必要がある。なお、民事再生法においては、社団法人及び財団法人の社員・持分等の変更に関する定めがないので、医療法及び定款・寄附行為に基づきこれらの変更を行わなければならない。

2 株式会社等の経営関与禁止

平成3年1月17日指第2号東京弁護士会会長宛厚生労働省健康政策局指導課長回答によれば、営利を目的とする旧商法上の会社は、出資又は寄附によって医療法人に財産を提供する行為は可能であるが、それに伴って社員として社員総会における議決権を取得することや役員として医療法人の経営に参画することはできないとされている。

3 営利法人がスポンサーとなる場合のスキーム

営利法人がスポンサーとなる場合、上記のとおり医療法人は剰余金の配当が禁止されており、社員ないし役員としての経営参画も禁止されているので、①営利法人から医療法人に対して貸付する、②医療法人の医療施設を購入し、当該施設を医療法人にリースバックする、③MS (Medical Service)法人を設立し、MS法人との間で医療法人運営に必要な物品の取引を行うというスキームを採用することが多い。しかしながら、この場合においても、医療法人との取引が実質的な剰余金の配当であると評価されないように注意したうえで、MS法人においても医療法人との役職員の兼務に関する規制を遵守する必要がある(平成24年3月30日厚生労働省医政局通達「医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について」)

4 医療法人の合併・分割(医療法57条から62条の3)

医療法人がスポンサーとなる場合、医療法に基づく合併・分割手続を利用することができる。これらの手続は、医療法人事業の全部又は一部に関する権利義務(病院開設の許可、公租公課の賦課等当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する場合に有用である。

第5 破産

1 入院患者対応

破産医療法人の運営する病院に入院患者がいる場合、医療行為を継続することは極めて困難となることから、破産申立ての際には、入院患者の引受先選定その他入院に対する対応が必要になる。債権者が破産を申し立てた場合、入院患者に万が一の事態が発生したときには、債権者が社会的な非難を受けることもありうるので、申立ての際には慎重な検討が必要である。

2 診療報酬

資金繰りに窮した医療法人においては、これまで発生している診療報酬債権(2~3か月分)についてファクタリング取引その他担保設定を行なっていることが通常である。再建型手続の場合、これらの債権について担保設定されていることを前提として資金繰りを検討する必要があるが、破産手続の債権回収においても、ファクタリング業者との契約内容が適正かどうか等を検討する必要がある。

3 診療録(カルテ)の取り扱い

医療法人の破産管財人は、患者から診療録の開示・謄写を求められることがある。平成15年9月12日厚生労働省医政局長通知「診療情報の提供等に関する指針」によれば、診療録の開示については医療機関の管理者が担当医師等の意見を聞いたうえで開示の可否を決定するとされている。破産開始決定後、担当医師は退職ないし解雇されているので破産管財人は「意見」を聞くことができないのが通常であるので、破産管財人としては、診療録の開示・謄写を拒否する方向で対応せざるを得ない。

診療録の保管(医師法24条2項)については、病院が廃止された場合に管理者がいるときは当該管理者が保存するとされているので(昭和47年8月1日厚生省医務局長通達)、破産開始決定後に病院が廃止された場合、破産管財人が保存義務を負う。

4 病院の譲渡

医療法人が破産した場合、外部の医師又は医療法人が、 破産医療法人が運営していた病院の引き継ぎを希望するこ とがある。

この場合、診療録を引き継ぐときには、個人情報保護法の 観点から事業譲渡等による事業承継が必要であり(個人情報 保護法23条5項2号参照)、病院廃止届を出さなければ他の 医師又は医療法人が同一場所で新たに病院を開設できない ので、廃止届を適時に提出する必要がある。病院開設許可 は医師個人でも取得可能であり、外形的に医療法人が運営 主体となっている場合であっても、当該医療法人の理事であ る医師が開設者となっていることがあるので、事業承継の際 にはこの点を確認すべきである。

また、病床のある病院を譲渡する場合、医療法に基づく病 床設置許可は譲渡できないので、他の医師又は医療法人が 病院施設を譲り受けた場合、基準病床制度(医療法7条の2) による規制により、譲受人に対して病床設置許可が出ない可 能性がある。医療施設として利用できない場合、病院施設 (建物)の取り壊し費用を前提としたうえで譲渡価格が設定さ れること等により、不動産の譲渡価格も著しく下がることがあ るので、行政との間で、病院譲渡後に病床設置許可が取得 できるのかどうかを事前に確認しておく必要がある。